

東京都北区私立保育所運営費補助要綱

- (平成 8年 4月 1日 8北保保第 5号区長決裁)
- (平成 9年 3月28日 8北保保第645号により算出基準一部改正)
- (平成 9年 4月 1日 9北保保第 18号により算出基準一部改正)
- (平成10年 3月31日 9北保保第647号により算出基準一部改正)
- (平成11年 8月30日 11北福保第255号により算出基準一部改正)
- (平成12年 4月 1日 12北福保第371号要綱及び単価表改正)
- (平成13年 4月 1日 13北福保第 44号要綱及び補助単価表改正)
- (平成14年 4月 1日 14北子保第225号要綱及び補助単価表改正)
- (平成16年 4月 1日 15北子保第683号要綱及び補助単価表改正)
- (平成17年 4月 1日 17北子保第562号 補助単価表改正)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき保育を行う保育所において、その児童の処遇改善及び区民から選ばれる保育所となるための保育所運営の充実を図るために支出した費用に関し、北区が地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき、補助する事業及び職員を以下に規定し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1)「保育所」とは、法第35条第4項の規定に基づき認可を受けて設置された法第39条に規定する北区内の保育所をいう。
- (2)「職員」とは、この要綱に基づき補助を受ける保育所に従事する職員のうち、東京都の職員配置基準の算定基礎となっている職員、産休明け保育実施保育所の保育士及びその補助者、11時間開所実施保育所の保育士及びその補助者、延長保育実施保育所の保育士及びその補助者、定員60人未満保育所の調理員、定員45人以下保育所の保育士、児童及び職員の処遇改善を図り選ばれる保育所となるために必要となる保育士及びその補助者、区が認定する障害児(以下「特別支援」とする)を保育するための保育士またはその補助者等とする。
- (3)「基準保育士」とは、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第47号)第16条に基づき、各歳児の在籍児童数に応じて配置する保育士(ただし、1歳児に対する保育士の配置は、児童5人に対し、1人とし、3歳児に対する保育士の配置は児童15人に対し、1人とする。)をいう。
- (4)「一時預かり専用室」とは、「一時預かり事業の実施について」(平成26年5月29日付雇

児発0529号第28号)別紙「一時預かり事業実施要綱」の4(1)に規定する一般型の設備基準を満たす専用の乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室で法第34条の12に基づく実施等の届出を行い、かつ「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第33条第2項に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、保育士を配置した施設をいう。

(補助内容)

第3条 補助の対象となる事業及び職員等は、次のとおり区分し、かつ別表補助単価表に基づき算出した額を四半期毎に分けて補助を行う。

1 入所児童に対する補助(児童処遇グループ)

- ① 給食加算費
- ② 行事費
- ③ 入園前健康診断費
- ④ 児童健康診断費

2 保育所運営管理に対する補助(管理費グループ)

- ① 嘱託医報酬補助
- ② 冬季暖房費
- ③ 施設整備費
- ④ 遊具等整備費
- ⑤ 園外保育経費一部補助
- ⑥ 日本スポーツ振興センター共済掛金補助
- ⑦ 職員健康診断費
- ⑧ 一時預かり専用室整備費
- ⑨ 安全対策費

3 延長保育に関する補助(延長保育グループ)(実績補助)

- ① 延長保育士雇上経費
- ② 延長保育パート保育士雇上経費
- ③ 延長保育補食費
- ④ 延長保育光熱水費
- ⑤ 延長保育暖房費

4 保育所職員に関する補助(人件費グループ)

- ① 産休明け保育実施保育所職員加算補助
- ② 朝夕保育実施保育所職員加算補助
- ③ 特別支援保育職員加算補助
- ④ 小規模保育所調理員加算(定員60人未満)

- ⑤ 小規模保育所職員加算補助(定員45人以下かつ5歳児保育まで行っている保育所)
- ⑥ 一時預かり保育事業補助費(別記1)
- ⑦ 年末・年始特別保育事業補助費
- ⑧ 調理員パート加算(定員60人以上150人以下)

5 実施事業に対する実績に関する補助(実績補助グループ)

- ① 貸しオムツ費補助
- ② 職員腰痛検診補助
- ③ 職員消化器検診補助
- ④ 運営事務費補助(別記1)
- ⑤ アレルギー児対策費
- ⑥ 卒園祝品補助
- ⑦ 防災対策強化事業補助(別記1)

(児童数及び職員数の基準日と報告)

第4条 児童数及び職員数の基準日は毎月初日とし、保育所は、毎月5日までに区長に対して保育利用児童数等調書(別記様式第1号)により報告するものとする。

(補助金の申請手続)

第5条 保育所は、私立保育所運営費補助金交付申請書(別記様式第2号)により補助の交付を区長に申請する。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、私立保育所運営費補助金交付決定書(別記様式第3号)により保育所に通知する。

3 保育所は、前項の交付決定を受けたときは、私立保育所運営費補助金請求書(別記様式第4号)により区長あて請求を行うものとする。

(返還命令)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付について不正または過誤による補助があった場合は、区長は、保育所に対し、当該額について返還させるものとする。

(事業実績報告)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた保育所は、毎年度終了後、直ちに私立保育所運営費補助金事業実績報告書(別記様式第5号)により区長に報告するものとする。

(会計処理)

第8条 保育所の設置主体が社会福祉法人の場合の会計処理については、社会福祉法人会計基準について(平成23年7月27日付雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知。以下「社会福祉法人会計基準」という。)に定めるところによるものとし、社会福祉法人以外の場合の会計処理については、次のとおりとする。

- (1) 収支計算書及び損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
 - (2) 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に定めるところにより資金収支計算書等及び積立金・積立資金明細書を作成すること。
 - (3) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等の作成に代えて、保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知。以下「児発第295号通知」という。）に定める「資金収支計算分析表」の作成によることができる。この場合において、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、児発第295号通知に定める「積立金・積立資金明細書」を作成すること。
 - (4) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、児発第295号通知に定める「借入金明細書」及び児発第295号通知に定める「基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書」を作成すること。
- 2 この要綱の適用となる保育所の施設会計において、経常的な事業活動による収入決算金額の3%を超える額を当該保育所施設会計以外の会計への繰入金額に計上する場合は、事前に区長に協議を行わなければならない。

（委任）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から効力を有するものとする。

付 則

この要綱の一部及び補助単価表の改正により、平成16年4月1日から効力を有するものとする。

付 則（平成17年4月1日区長決裁17北子保第562号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年6月22日区長決裁18北子保第143号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成19年3月30日区長決裁18北子保第664号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月26日区長決裁19北子保第2344号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日区長決裁20北子保第2700号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月31日 区長決裁21北子保第2860号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月10日 区長決裁22北子保第2684号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月5日 区長決裁23北子保第2655号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月6日 区長決裁24北子保第2438号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年2月6日 区長決裁25北子保第2428号)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月1日 区長決裁26北子保第2747号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記1(第3条関係)

1 一時預かり保育事業補助費

(1)内容

児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく「保育所型」の一時預かり事業または東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成7年10月23日7福子推第276号)第3の1に基づく「一時預かり事業都単独型」の一時預かり事業を実施する保育所に対する補助とする。

(2)要件

- ①家庭において保育を受ける事が一時的に困難となった乳児又は幼児(以下、「一時預かり児童」という。)を含めた保育児童数に応じて基準保育士を配置すること。なお、配置する保育士の数は、常時二人を下回ってはならない。
- ②一時預かり児童を含めた保育児童数に照らし、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)第41条に規定する面積基準を満たすこと。
- ③この事業の対象となる一時預かり児童は、一時預かり保育を利用する時点で次に掲げる全ての要件を満たす児童とする。
 - ア 北区内に居住していること。
 - イ 生後8カ月以上小学校就学前であること。
 - ウ 健康で集団保育が可能であること。
 - エ 医療行為又はそれに準じた行為を必要としないこと。
- ④この事業の実施日は、原則として、次に掲げる日を除く毎日とする。
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)。ただし、365日開所保育所については、12月29日及び12月30日。
 - エ その他、保育園行事等により事業の実施が困難であると各保育所の施設長が認め
た日
- ⑤この事業の実施時間は、原則として、午前8時から午後6時までとし、各保育所と協議の上、子ども家庭部長が別に定める。
- ⑥この事業の利用定員は、3名以上とし、各保育所と協議の上、子ども家庭部長が別に定める。
- ⑦この事業の保育料等は、原則として、次のとおりとする。

ア 1日4時間までの基本保育料として児童1人につき2,000円。

イ 利用時間が4時間を超えた場合は、追加保育料として1時間延長するごとに児童1人につき500円。

ウ 給食等の料金として児童1人につき500円。ただし、児童が食物アレルギー等のため食事等を持参した場合は除く。

2 防災対策強化事業補助

(1)内容

保育所における火災・地震等の災害時に備えて、防災対策を強化するための経費として年額4万円を上限に補助する。ただし、公定価格における施設機能強化推進費加算の加算対象となる保育所は除く。なお、補助の対象となる物品は、施設機能強化推進費加算の加算対象の範囲内とする。